

# アンコール・ワットに墨書を残した 森本右近太夫一房の父・森本儀太夫の墓をめぐる(2)

中尾 芳治

## 1

私は『京都府埋蔵文化財論集』第6集(2010年)に、「アンコール・ワットに墨書を残した森本右近太夫一房の父・森本儀太夫の墓をめぐる」と題する小論を寄稿した。

この小論は、1632年(寛永9)にアンコール・ワットに墨書を残した「肥州の住人藤原朝臣森本右近太夫一房」の父「森本儀太夫一吉」の墓が京都市寺町の乗願寺に残っていることを知り、2006年5月にその墓碑と位牌を調査したことを契機に執筆したものである。

墓碑には中央に「月窓院殿光譽道悦居士」の院号とその右下に「慶安四辛卯天六月十一日」の没年、左下に「素生肥後国 森本儀太夫」の出身と姓名の刻印があることを拓本によって確認した。また、乗願寺に保存されている位牌から以下の内容を確認した。

### 位牌表

月窓院殿光譽道悦居士	森本儀太夫
月桂院殿應譽道感一信居士	森本佐太夫
寶壽院殿心月圓諦大禪定門	肥後 森本左近
超春院華香幻意童子	森本玄德子

### 位牌裏

窓 慶安四辛卯六月十一日 宝 寛永二戌年  
桂 延宝二甲寅三月廿八日 超 天和二壬戌正月廿一日  
加藤主計頭家臣 森本儀太夫右末孫當時肥後之  
城主細川家臣森本義十郎殿事  
嘉永二己酉年四月廿五日墓参有之而造営之

位牌裏の文面から、加藤清正の家臣森本儀太夫の末孫で、当時肥後の細川家の家臣であった森本義十郎が嘉永二年(1849)4月25日に墓参してこの位牌を造営したことが分かる。『続肥後先哲偉蹟』巻4の「森本一瑞」の項の森本家系譜によれば、森本義十郎は森本儀太夫を先祖とし、その子二郎兵衛を1代目とする肥後森本家の7代目に当たることが分かる。

また、乗願寺書院の庭の池の石組に、位牌に記す森本佐太夫の墓碑が転用されているこ

とも明らかになった。

こうした一連の事実から、アンコール・ワットに墨書を残した「肥州之住人藤原朝臣森本右近太夫一房」とその父「摂州津国池田之住人森本儀太夫」、位牌の「森本佐太夫」らの関係をめぐって幾つかの説が提起されている。<sup>(注1)</sup>

横山勝行氏は、4代目森本儀太夫<sup>いちずい</sup>の著書『古城考』（宝暦11年、『肥後文献叢書』第1巻に収載）や同叢書に収載されている『清正記』および同書『続撰』、そして『続肥後先哲偉蹟』（武藤巖男編）や『加藤清正侍帳』（『続群書類従』巻内715本中に収載）、京都市乗願寺の森本家位牌などを参考にして次のように「森本氏系図」を作成している。<sup>(注2)</sup>

● 森本右京太夫一慶

名は季国、通称は右京太夫。または右京亮。

森本儀太夫一久

名は秀虎、通称は儀太夫、後に一吉と号す。清正に仕え、「朝鮮の役」に従軍、文禄二年（1593）の晋州城攻撃で功績をあげ、二千石を加恩された。熊本入国後の慶長六年（1601）には五千二百石を知行し、先手三備の二番備の武者奉行となり津奈木城代を勤めた。加藤家の改易前に辞して浪人となり、摂津国池田に移住した。慶安四年（1651）没。

森本佐太夫一信

通称は始め左近、あるいは左近太夫か、後に四郎兵衛、また佐太夫と称す。号は一信か。加藤肥後守忠広<sup>ただひろ</sup>に仕えたが父と共に加藤家を辞した。寛永十四年（1637）の「島原の乱」では細川軍として活躍。熊本藩細川家に仕えた初代、高百五十石。延宝二年（1674）没。

森本左近（子孫は代々熊本藩細川家に仕える。）

通称は始め新兵衛、後に左近。御櫓番、御天守奉行を歴任。

宝永三年（1706）没か。

森本右近太夫一房（子孫は代々平戸藩松浦家に仕える）

通称は右近太夫、後に宇右衛門。平戸藩松浦家に仕えた初代。寛永四年（1627）カンボジア王国に渡航して傭兵となり、同九年正月アンコール・ワットに参詣し、伽藍を図記して帰る。

横山勝行氏は位牌の「森本佐太夫」を森本儀太夫の子で、細川森本家初代の「森本四郎兵衛、通称は始め左近、あるいは佐近太夫か、後に四郎兵衛、また佐太夫と称す。号は一信か」とし、位牌の「森本左近」は「森本佐太夫」の子で、細川森本家2代目「通称は始め新兵衛、後に左近」とする。

またアンコール・ワットに墨書を残した「森本右近太夫一房」は、位牌の「森本佐太夫」・細川森本家初代「森本四郎兵衛」の兄弟(弟)で「通称は右近太夫、後に宇右衛門。平戸藩松浦家に仕えた初代」とする。<sup>(注3)</sup>

横山氏が引用された『続肥後先哲偉蹟』巻4の「森本一瑞」項に記載されている細川森本家系譜は次のとおりである。

- 先祖 森本儀太夫、一久 加藤清正以来、蘆北郡津奈木城代にて、武者奉行兼勤、加藤家御改易以前、様子有之浪人仕、京都に罷越、正保四年病死。
- 初代 其子四郎兵衛、島原一揆の節、御人数に加り相働、寛永十八年二月、歩御使番、寛文十一年十二月、島原にて働第一に思召し、百五十石拝領、大組附。
- 二代 新兵衛、御櫓番、御天守奉行。
- 三代 儀左衛門、御小姓組、八代御城附。
- 四代 儀太夫昌榮、享保十二月年五月家督、直に御城附、(以下略)
- 五代 儀太夫、御番方、御小姓役。
- 六代 儀太夫、御番方、御小姓役、川尻御作事頭、御郡代、御天守方御目附。
- 七代 儀十郎、御番方、御小姓組、御小姓役。
- 八代 諸家先祖附。

この系譜では「先祖森本儀太夫」の没年が「正保四年(1647)」になっているが、横山氏は、京都市乗願寺に残る墓碑・位牌の記載に従って「慶安四年(1651)」没に改めている。

位牌を造営した森本儀十郎は、<sup>(注4)</sup>「加藤清正の家臣であった森本儀太夫の末孫で当時肥後藩細川家の家臣」で、『続肥後先哲偉蹟』の森本家系譜の七代目に当たることからみて位牌に記す「森本佐太夫・森本左近・森本玄徳子」は細川森本家ゆかりの人物と考えられるが、横山氏のように「森本佐太夫」を細川森本家の初代「森本四郎兵衛」に、「森本左近」を二代「新兵衛」に比定するについてもその裏付けとなる史料が欲しいところである。

こうしたことを考えているときに熊本県立図書館に『先祖附 南東二四』という史料が存在することを大阪城天守閣博物館の北川央氏から教えていただいた。『先祖附』は細川家の家臣約2,000名の系譜、功績などを記したもので、明治初期の当主名が表記され、そ

の後に細川家の肥後入国から初代、二代と名前が書かれている。宝暦頃(1751～1764)編纂されたとみられ、その後は逐次書き継がれて明治3年まで記録されているものである。

『先祖附 南東二四』は森本家第七代の森本儀十郎が藩に届け出たもので、森本家先祖の森本儀太夫以来の系譜・功績が詳しく記録されており、藩の公式記録として信用度の高いものである(史料1)。

これを見ると森本家の系譜は次のようになっている。

先祖 森本儀大夫

初代 (曾祖父) 森本四郎兵衛、儀大夫の孫。寛永18年(1641)2月、歩御使番。  
寛文11年(1671)12月、島原の乱の働きにより150石拝領。  
延宝4年(1676)8月病死。

2代目 (祖父) 森本新兵衛、延宝4年11月跡目相続。延宝9年(天和元年)7月、御槽番。元禄5年(1692)2月、御天守奉行。元禄7年(1694)11月、病死。

3代目 (父) 森本儀左衛門、元禄8年2月、跡目相続、御番方。四郎兵衛と改名。  
同年12月、御小姓組。正徳3年(1690)9月、八代御城附。  
享保12年(1727)5月、隠居。

4代目 (私儀) 森本儀大夫、享保12年5月、家督を継ぎ、直に御城付。

5代目 森本藤太、天明8年(1788)正月、儀大夫と改名。

6代目 森本新左衛門、寛政10年(1798)9月、儀大夫と改名。文化8年(1811)5月、喜三左衛門と改名。

七代目 森本儀十郎、嘉永2年(1849)閏4月罷下、同4年2月出府。

(嘉永2年4月25日に京都乗願寺に墓参、位牌造営)

『続肥後先哲偉蹟』の森本氏系譜は『諸家先祖附』に拠ったとある通り、その系譜は『先祖附 東南二四』の系譜と基本的に一致しているが、大きな相違点は、初代の四郎兵衛が『先祖附 東南二四』では森本儀大夫の「孫」となっているのに『続肥後先哲偉蹟』では儀大夫の「子」となっている点である。

また、『先祖附』の初代「森本四郎兵衛」と位牌の「森本佐太夫」が同一人物であればその没年が前者が「延宝4年(1676)」であるのに対し、後者は「延宝2年(1674)」となっていて一致しない。また、『先祖附』2代目「森本新兵衛」と位牌「森本左近」が同一人物であれば、その没年は、前者が「元禄7年(1694)」、後者は「寛永2戊年(1625)」でやはり一致しない。横山氏は、寛永2年は「丑」年であり「戊」年ではないこと、戒名が歴

代順に記されていることから「宝永3戊年(1706)の誤りではないか」としているが、その場合でも『先祖附』の「元禄7年」とは一致しない。

『先祖附 東南二四』は、細川森本家第七代の森本儀十郎が藩に届け出た公式記録であるが、初代が「曾祖父」、二代目が「祖父」、三代目が「父」、四代目が「私儀」と冠せられていることから分かるように、四代目までの家譜は享保12年(1727)5月に家督を継いだ4代目森本儀太夫が藩に届け出た家譜をそのまま利用して書き継がれたものと考えられる。4代目森本儀太夫は、名は昌榮・昌倫、通称は金吾・弥藤太・喜三右衛門・儀太夫、隠居後一瑞と号し、『古城考』・『肥後国志』30巻を著した文武に優れた人物である。この4代目森本儀太夫が届け出た先祖森本儀太夫から曾祖父(初代)、祖父(2代目)、父(3代目)に至る家譜の信憑度は高いのではなかろうか。<sup>(注5)</sup>

『先祖附』では曾祖父森本四郎兵衛は先祖「森本儀太夫の孫で、若年のため儀太夫が養育した」と記す。初代森本四郎兵衛の没年が延宝4年(1676)、二代森本新兵衛の没年が元禄7年(1694)となっているので、その一世代間の間隔は23年となる。先祖森本儀太夫の没年・慶安4年(1651)と初代森本四郎兵衛の没年の間隔25年を一世代の間隔にふさわしいと考えると、両者の関係は親子ということになる。初代「森本四郎兵衛」は先祖「森本儀太夫」の子か孫かの問題は、今後の課題として残る。

当時の武士は元服すると、幼名(童名)を成人名に改め、実名=諱(いみな)と仮名=通称の二つの名を持ち、また何らかの契機で実名を何度も改めることも珍しくなかった。森本家家譜でも改名のことが記録されている。それだけに乗願寺位牌の「森本佐太夫・森本右近・森本玄徳子」を『先祖附 東南二四』(森本家家譜)のどの人物に比定するかは簡単ではない。

石澤良昭氏は乗願寺位牌の「森本佐太夫」をアンコール・ワットに墨書を残した「森本右近太夫」の変名とするが、この位牌は細川家臣七代目森本儀十郎が造営したものであることを考えると、森本佐太夫は細川森本家に関わる人物とみるべきで、平戸藩松浦家に仕官したと考えられる森本右近太夫の可能性は少ないのではなかろうか。

森本氏系図の復元や乗願寺位牌の人物との関係については横山勝行氏の見解が有力であるものの、その比定の根拠は必ずしも明らかではなく、今後実証していく必要がある。今回、横山氏が引用していない『先祖附』の史料を紹介する所以である。

## 2

水戸市にある(公財)水府明徳会の彰考館徳川美術館所蔵の『祇園精舎図』が実は「アンコール・ワットを、一部は踏測に由り一部は観測に由り、ある小部分は実測したものの如

くである」ことは夙に伊東忠太が明らかにしている。<sup>(注6)</sup>

前稿で述べたように『祇園精舎図』裏書に「長崎の大通辞島野兼了が徳川家光の命を受けて日本の寸尺を以て絵図し、携え還った」とある『祇園精舎図』が、実はアンコール・ワットに墨書を残した森本右近太夫一房自身によって作図され、持ち帰られたとの見解は、すでに横山勝行氏や石澤良昭氏によってのべられており、特に横山勝行氏の著書に詳述されている。<sup>(注7)</sup>私も同意見で、その絵図が単なる絵図ではなく「日本の寸尺を以て絵図」した実測図であったことについては、奈良文化財研究所による最新の釈読によって右近太夫が寛永九年正月20日から30日まで、少なくとも10日間にわたってアンコール・ワットに滞在していること、その父森本儀太夫が勇猛な武将であるに止まらず、城普請に優れた土木・建築技術者であることから、父子相伝の技術が右近太夫の絵図作成に大いに役立ったであろうことを前稿で述べた。

平成23年(2011)2月1日、上京した折に横山勝行氏に面会し、いろいろご教示を得たが、その時頂いた『法曹』no.711・712に早川義郎氏が「アンコール・ワットの日本人墨書について(上・下)」を掲載されていることを知った。氏の論点は多岐にわたるがその中で「祇園精舎図」の作成者が森本右近太夫であるとする理由の一つとして「右近太夫の父親儀太夫は加藤清正の下にあって、たんに武功をたてただけではなく、土木普請も得意で、江戸城の石垣工事や熊本城築城にもその才を発揮している。右近太夫も父のもとで働いていたとするならば、アンコール・ワットの実測、作図もさして困難でなかったであろう」と述べておられる。<sup>(注8)</sup>同感である。

ところで、アンコール・ワットに墨書を残した森本右近太夫一房と肥前松浦藩主松浦静山が著した『甲子夜話』巻21-18に出てくる「森本宇右衛門」が同一人物であろうとする見解も横山勝行、石澤良昭両氏がすでに述べられているところである。

#### 一八 森本宇右衛門天竺より小人国に往く事

「清正の臣森本儀大夫の子を宇右衛門と称す。儀大夫浪人の後、宇右衛門は、吾天祥公のとき屢伽<sup>しばしほとぎ</sup>に出て咄など聞れしとなり。此人嘗て明国に渡り、夫より天竺に往たるに、彼国の界なる流沙河をわたるとき鰕を見たるが、殊に大にして数尺に及びたりと云。夫より檀特山に登り、祇園精舎をも覽て、この伽藍のさまは自ら図記して携還れり〔今その子孫、吾中にあり。正しくこれを伝ふ。然ども今は模写なり〕。・・・(中略)・・・

近頃、或人の曰。是等の至りし処、まことの天竺にはあらで他邦なりと。・・・(後略)」

(東洋文庫 314 『甲子夜話』 2、平凡社)

共に加藤清正の臣森本儀太夫の子であることや祇園精舎(アンコール・ワット)に赴きその様を図記して持ち帰っていること、「右近太夫」と「宇右衛門」の名の類似などから類推されている。

『甲子夜話』は平戸藩9代藩主松浦清(静山)が文政4年(1821)11月17日甲子の夜に稿を起し、天保12年(1841)死去まで書き継いだものである。また「天祥公」は、平戸藩4代藩主松浦鎮信<sup>しげのぶ</sup>のことで、寛永14年(1637)から元禄2年(1689)の間藩主であった。『甲子夜話』では森本宇右衛門はこの天祥公に仕えて、「屢伽に出て咄」をしたというから、いわゆる「御伽衆」として仕えていたとみられる。

こうした『甲子夜話』に記述を裏付ける史料を探していたところ、天和2年(1682)正月廿日より同3年正月までの『天祥院様御代分限帳』の中の「御伽」10名の中に「米3石6斗5合貳人ふち 森本一徳」の名があることを教示された<sup>(注9)</sup>(史料2)。

この「御伽 森本一徳」が『甲子夜話』の「森本宇右衛門」やアンコール・ワットの墨書を残した「森本右近太夫一房」と同一人物であるかは明確に実証できないが、天祥公の御伽衆の一人に「森本一徳」が存在した事実は大変興味深い。

『甲子夜話』には、森本宇右衛門の子孫が松浦家中に残っていて、宇右衛門が携還った図記を模写ではあるが今に伝えていることが注記されているが、平戸藩のすべての家臣が記録されている慶応4年(1868)の家臣名簿に「森本造酒三郎・儀太郎」親子、「森本平太左衛門・修平」親子の名が残されている(史料3)。これ等の森本姓家臣が宇右衛門(一徳)の子孫であるかどうかは不明であるが、注目したい<sup>(注10)</sup>。

私が「森本儀太夫・森本右近太夫」親子に関心をもった理由の一つは、この両者が「父の生誕の地の京都山崎へ移り住んでいた」とする石澤良昭氏の記述(注1. 石澤良昭a)に山崎在住の私が触発されたことにある。

前稿注10に引いたように中野嘉太郎『加藤清正伝』2頁には「清正、幼名は夜叉若、(野史)五歳より山州山崎に飄零す、此時隣家に森本力士、飯田才八と云う者あり、力士は、祖父右京昌親、細川高国に従ひ、桂川にて戦死し、力士(後号主馬)山崎に長となり、その子力士、清正と同年の生まれなり、才八も又同列なり、其交り兄弟の如く、嬉戯するに竹馬竹刀を事とす、清正八歳の時、力士才八に曰く、今日の合戦、雌雄に依って、長く君臣の約を為すべしとて、また竹刀を以て戦うに、清正不勝といふことなし、これより清正を主の如く重んじ、兩人扈に従へり(加藤家伝)」とあって、『加藤家伝』を引いて、後の清正の武将森本儀太夫(力士)、飯田各兵衛(才八)が、幼児の頃清正と共に山崎に一時居住していたかに記している。一般に加藤清正は豊臣秀吉と同郷の尾張国愛智郡中村の出身で、幼少より秀吉に仕えたとされており、『加藤清正伝』の言うように幼少のころに「山崎に飄零する」

ことがあったかどうか疑問がある。

興味あるのは大阪城天守閣博物館の北川央氏の教示によれば、『加藤家伝』は元文元年(1736)の刊行で、著者は森本儀太夫である。細川森本家の当主は代々儀太夫を名乗っており、該当するのは享保12年(1727)に家督を継ぎ、『肥後国志』などの著作のある4代目森本儀太夫昌榮、号一瑞である。それだけに『加藤家伝』の内容を確かめてみる必要があるが、次の課題としたい。地元の大山崎町でも今のところ森本儀太夫の山崎生誕あるいは在住の史料は見つかっていない。

以上前稿以後に入手した森本儀太夫・森本右近太夫に関する史料を紹介したが、近世文書や史料に暗い考古学研究者の探索であるだけに遺漏の多いものであるが、今後もその実像を明らかにするために努力していきたいと思っている。

史料1・3の読下しは上田さち子氏(元大阪府立大学教授)によるもので、史料1については大阪城天守閣博物館北川央氏の校訂を受けた。面倒な作業を引き受けていただいた両氏に心からお礼を申し上げたい。

史料1の『先祖附 東南24』(資料番号:0113884589)の資料掲載については、熊本県立図書館の許可をいただいている(熊図第281号・平成27年8月5日)。

資料2・3の『天祥院様御代分限帳』『慶応四辰年正月格禄勤役記』についても(公財)松浦史料博物館の掲載許可をいただいている(平成27年9月16日)。

前稿でも紹介したように横山勝行氏の著作『祇園精舎図について』は、(公財)水府明徳会・彰考館徳川博物館所蔵の「祇園精舎図」やアンコール・ワットに残された森本右近太夫一房の墨書等について考察された大変優れた著作である。非売品であったために広く知られていないが、「祇園精舎図」の研究に関する基本・必見の書である。

私は平成23年2月1日、上京した折に横山氏にお会いし、早川義郎氏の論考所載の『法曹』誌をいただくなど、いろいろご教示を得た。氏は当時、雄松堂アーカイブス株式会社相談役をされていて書誌情報に詳しくあったことが大きな成果につながったと思われる。再会を約してお別れしたが、平成25年8月に亡くなられたことを知った。『祇園精舎図について』をさらに増補・修正することを念じられていただけに本当に残念である。心からご冥福をお祈りしたい。

(なかお・よしはる = 当調査研究センター理事・元帝塚山学院大学教授)



アンコール・ワットに墨書を残した森本右近太夫一房の父・森本儀太夫の墓をめぐる(2)

- 注1 石澤良昭 a 「アンコール社会と日本人訪問者」(ブルノ・ダジャンス著、中島節子訳『アンコール・ワット—密林に消えた文明を求めて』創元社「知の再発見」双書) 1994  
石澤良昭 b 「落書きと歴史—17世紀にアンコールワットを参詣した日本人」(『文化庁月報』No.309) 1994  
石澤良昭 c 「1632年にアンコール・ワットを訪れた森本右近太夫一房の消息」(『三笠宮殿下米寿記念論集』三笠宮殿下米寿記念論集刊行会編) 2004  
石澤良昭 d 「17世紀にアンコール・ワットを参詣した日本人—誰が<祇園精舎>絵図を描いたか—」(『季刊文化遺産 特集アンコール・ワットを科学する』秋冬号18) 2004  
横山勝行 『祇園精舎図について』(私家版) 花車利行監修・横山勝行編著 1998
- 注2 横山勝行前掲書
- 注3 横山勝行前掲書
- 注4 位牌では「義十郎」、『先祖附 南東二四・統肥後先哲偉蹟』では「儀十郎」になっている。また、位牌・軸肥後先哲偉蹟の「儀太夫」は、先祖附では「儀大夫」と記されている。本文では煩雑を避けて史料の引用以外は「儀十郎」「儀太夫」で統一した。
- 注5 熊本県立図書館のご教示によれば、『先祖附』は4代目(森本儀大夫)が藩への正式な報告のために書いたものであること、書いた本人は、遡って3代目(父)や2代目(祖父)の事までなら覚えている可能性が高く、また、接したことがある人が周りにいた可能性もあり、伝え聞いている先祖についての情報の信憑性が高いと予想ができるのに対して、『統肥後先哲偉蹟』は時間が経過してから編集された資料で、いくつかの先祖附を合わせた形で編集しており、その際に写し間違っている可能性も考えられるので、資料の成り立ちとして『先祖附』の方が『統肥後先哲偉蹟』より若干、信憑度がたかいたと考えられるとのことである。
- 注6 伊東忠太「祇園精舎図アンコール・ワット」(『建築雑誌』第313号)日本建築学会、伊東忠太「アンコール・ワット」(上・下)『史蹟名勝天然記念物』第17集 7号(上)・8号(下) 1942年
- 注7 横山勝行前掲書  
石澤良昭前掲書 c・d
- 注8 早川義郎「アンコール・ワットの日本人墨書について—日本の大航海時代—」(上・下)  
(『法曹』no.711・712、(財)法曹界) 2010年1・2月  
早川氏の論考は2011年2月に横山氏から頂くまでその存在を知らなかったもので、私の前稿はそれを参考にしたわけではないが、早川氏の発表は2010年2月、拙稿は2010年12月の公刊なので早川氏の見解が早く公表されていることになる。  
早川氏の論考は先行の石澤良昭・横山勝行両氏の研究成果を承けながらアンコール・ワットの日本人墨書をめぐる諸問題を広く検討・整理されている。
- 注9 平成24年(2012)3月、八代市立博物館学芸員林千春氏のご教示とご仲介により、松浦史料博物館学芸員久家孝史氏から所蔵原本コピーと長崎県史史料編の翻刻部分をご恵与いただいた。また久家氏からは、同年4月には慶応4年(1868)の家臣名簿に森本姓が2件存在することをご教示いただいた。

注10 小葉田 淳氏を中心とする京都大学文学部国史研究室が昭和25年に平戸松浦家文庫を調査した成果が昭和26年に刊行されている。

小葉田 淳監修・京都大学文学部国史研究室編『平戸松浦家資料』1951年

京都大学教授吉川真司氏のご好意でそのコピーを見ることができた。この中の「七 藩臣録」のなかに「家中先祖書・増補藩臣録」などの書名が見えるが、松浦史料博物館学芸員久家孝史氏のご教示によれば、その中に森本家の記載はないとのことである。

### 訂正

2010年12月に刊行された『京都府埋蔵文化財論集』第6集所載の拙稿「アンコール・ワットに墨書を残した森本右近太夫一房の父・森本儀太夫の墓をめぐって」の校正に不備があったので、下記の通り訂正しておわびする。

	誤	正
398 頁下 12 行	右実名一吉善魂道仙士娑婆	右実名一吉善魂道仙士為娑婆
398 頁下 13 行	撰州津国池田之住人森本義太夫	撰州津国池田之住人森本儀太夫
404 頁下 3 行	森本儀十郎	森本義十郎
404 頁下 1 行	森本儀十郎	森本義十郎
406 頁上 2 行	森本儀十郎	森本義十郎
406 頁下 6 行	高山勝行氏・高山氏	横山勝行氏・横山氏

史料1 『先祖附 東南二四』

(熊本県立図書館所蔵)

百参名 教本何事

一 先祖教本儀太夫一房の父・森本儀太夫の墓をめぐる(2)

先祖文教本儀太夫一房の父・森本儀太夫の墓をめぐる(2)

教本何事

一 先祖教本儀太夫一房の父・森本儀太夫の墓をめぐる(2)

先祖文教本儀太夫一房の父・森本儀太夫の墓をめぐる(2)

教本何事

一 先祖教本儀太夫一房の父・森本儀太夫の墓をめぐる(2)

先祖文教本儀太夫一房の父・森本儀太夫の墓をめぐる(2)

教本何事

195

三参名

一 先祖教本儀太夫一房の父・森本儀太夫の墓をめぐる(2)

先祖文教本儀太夫一房の父・森本儀太夫の墓をめぐる(2)

教本何事

一 先祖教本儀太夫一房の父・森本儀太夫の墓をめぐる(2)

先祖文教本儀太夫一房の父・森本儀太夫の墓をめぐる(2)

教本何事

一 先祖教本儀太夫一房の父・森本儀太夫の墓をめぐる(2)

先祖文教本儀太夫一房の父・森本儀太夫の墓をめぐる(2)

教本何事

194

一 昔者魯哀公十四年春西狩獲麟  
 作春秋至此而絕筆於春秋也  
 蓋自是以前皆傳記而自此以後  
 則皆論語也其間雖有經傳之  
 語然其體裁皆與春秋不同其  
 言亦皆與春秋不同其辭亦皆  
 與春秋不同其氣亦皆與春秋

193  
193

不同其氣亦皆與春秋不同  
 其辭亦皆與春秋不同其氣亦  
 皆與春秋不同其辭亦皆與  
 春秋不同其氣亦皆與春秋不  
 同其辭亦皆與春秋不同其氣  
 亦皆與春秋不同其辭亦皆與  
 春秋不同其氣亦皆與春秋不

192  
192

神代遺  
 所望名公天子鑑用海於你回年  
 軍利於年出指古公外條心不負  
 不於實勝元馬王下地物中實勝  
 遠為德然不古之為古心不為  
 助印遠似之無拂之信似之勤也  
 此神代之復印之年復之勤也  
 神代之復印之年復之勤也

191

所望名公天子鑑用海於你回年  
 軍利於年出指古公外條心不負  
 不於實勝元馬王下地物中實勝  
 遠為德然不古之為古心不為  
 助印遠似之無拂之信似之勤也  
 此神代之復印之年復之勤也  
 神代之復印之年復之勤也

服  
 十  
 作  
 白  
 三  
 年

190

本年三月... 同... 推... 二月... 亦... 一... 作... 年...

189

189

(以下略)

『先祖附 南東二四』 (熊本県立図書館所蔵)  
(195)

百五拾石 森本儀十郎

- 一 先祖森本儀大夫儀、加藤主計頭殿江相勤居申候、曾祖父森本四郎兵衛儀、右儀大夫孫三而御座候、若年二付、儀大夫育三而罷在、加藤肥後守殿御改易之節京都江罷越居申候处、寛永十三年妙解院様御代、御家を奉願、御国江罷下居候处、嶋原一揆之節長岡佐渡手三付罷越、働之様子、松平長門守様御内志賀茂右衛門、板倉主水正様

(194)

十三森本

御手三而池田新兵衛と申仁之組三罷在候浪人加藤縫之助、右兩人より之證據状、曾祖父四郎兵衛より遠坂関内を以差上申候处、被遊御覽候由三而、右證據状三通共三関内方江被指戻候を所持仕候、御代

初代

妙解院様○同十八年二月右四郎兵衛歩御使番被召出候、寛文十一年十二月嶋原三而働之様子被聞召上、新知百五拾石被為拝領、於江戸御寶藏御用

(193)

相勤居申候处、延宝四年八月病死仕候、

二代目

祖父森本新兵衛儀、同年十一月曾祖父四郎兵衛跡式被為拝領、御番方被召加、同九年七月御槽番被仰付、元禄五年二月御天守奉行被仰付相勤、病氣三罷成、御役御断申上、同六年四月如願被成御免、同七年十一月病死仕候

三代目

- 一 父森本儀左衛門儀、同八年二月跡式被為拝領、御番方被召加、後四郎兵衛と改申候、同年十二月

(192)

御小姓組被召加、江戸御供御使者等相勤、病氣三  
罷成、御小姓組御断申上、同十四年十一月被成  
御免御番方三被召加、御借米奉行相勤、正徳  
三年九月八代御城付被仰付、組並相勤申候处、  
病氣三罷成、隠居奉願、享保十二年五月  
願之通隠居被仰付候、

四代目森本儀大夫

- 一 「私儀」同年同月家督被為拜領、直三御城付被  
召加、組並之御奉公相勤、寛延元年閏十月

(191)

砂形被遊  
御覽候節罷出、土鑑用法講釈被仰付、同二年  
軍利数年出精仕候旨三而御紋付之御上下一具  
被為拜領、寶曆元年十二月坂牧助十郎奉願候趣  
達 尊職、熊本江被召出御番方被召加、右  
助十郎流儀之兵法執行可仕旨、但並之勤之儀、  
被成 御免旨被仰渡候、同三年組並之勤方之儀、  
御免被成候得共、恐多奉存御番等相勤申度之段

(190)

奉願候处、同五月如願被仰付、当前之御番等相勤、  
同四年十二月二丸於兩榭御家中之面々武藝  
稽古被仰付候付而、坂牧助十郎同前罷出相勤可  
申旨被仰渡、無憚忘相勤申候、同十一年八月十八日  
軍学師役被 仰付候、明和三年四月門弟  
多候处、出精指南仕候付而、御紋付御上下被為拜領候、  
同九年十二月軍学師役被 仰付置候处、数年門人中江  
指南致出精候付、御物頭列被 仰付、学校方御奉行觸被  
召加候、安永三年十一月廿日有吉四郎右衛門組二被召加候、安永

肥後国志仕立

申候様御内々被

仰付候間出榭指南

方之間之八ヶ年

廻歴仕、全部

三十卷三編集仕

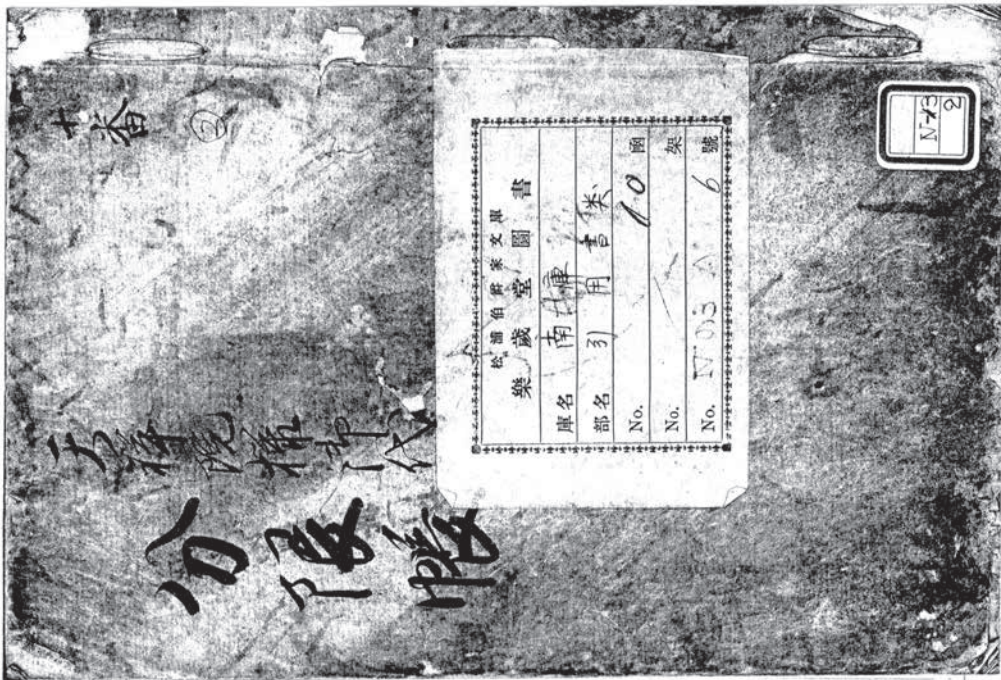
差上申候



(189)

五年三月御鉄炮十挺頭被 仰付、御足高五拾石被下置、  
同九年六月兵法師役多年手合相勤及老年候处、  
指南致出精候付、御紋附縮緬御単羽織一被下置候、同十年  
二月及老衰、御役儀師役共三難相勤御断申上、願之通被遊  
御免数十年相勤候付、被對年勞御留守居御物頭列被  
仰付、同三月病氣三付依願七十七歳二而隱居被 仰付候、

(以下略)



史料2 天祥院様御代 分限帳 (松浦史料博物館所蔵)

御伽					
一高百石	水田宗古				
一高百石	浦寸齋				
一切米拾石	西尾檢校				
一米廿五石四斗	橘三喜				
御合力米廿石五合三人ふち	片山尚景				
一同四拾貳石六斗	八木不仙				
切米三拾石五合七人ふち	永原知休				
一同七拾壹石貳斗	湊宗有				
銀廿枚 五合三十人ふち	松本僧庵				
一同三拾貳石	森本一徳				
米百俵二而					
一同七拾石 外二廿石若殿様御私領より					
一同拾八石 同 十石織部様御私領より					
一同三石六斗 五合二人ふち					

御伽

一高百石 水田宗古

一高百石 浦寸齋

一切米拾石 西尾檢校

一米廿五石四斗 橘三喜

御合力米廿石五合三人ふち 片山尚景

一同四拾貳石六斗 八木不仙

切米三拾石五合七人ふち 永原知休

一同七拾壹石貳斗 湊宗有

銀廿枚 五合三十人ふち 松本僧庵

一同三拾貳石 森本一徳

米百俵二而

一同七拾石 外二廿石若殿様御私領より

一同拾八石 同 十石織部様御私領より

一同三石六斗 五合二人ふち



慶応四辰年正月

# 格禄勤役記

(四廿七 ~ 五廿七)

一 四月廿七日  
儀太夫之勤  
森本儀太夫

天保六年正月七日申時  
森本儀太夫  
儀太夫之勤  
森本儀太夫

慶応四辰年正月  
森本儀太夫

一 五月廿七日  
儀太夫之勤  
森本儀太夫

天保六年正月七日申時  
森本儀太夫  
儀太夫之勤  
森本儀太夫

森本儀太夫

天保六年正月七日申時

一  
切米七石  
森本造酒三郎  
五合三人扶持  
(親)

文政六未四月廿三日中小性被召成、御給金六合  
五合式人扶持被下  
天保六未十二月廿三日五合一人扶持御増被下  
同八西六月十六日御小納戸被仰付  
同十二丑十二月廿三日御給金一兩御増被下  
同年同日御下屋敷御徒士目付被仰付  
嘉永三戌七月八日役馬廻被仰付  
文久三亥三月十九日□爰許勝手罷下候付  
勘定奉行支配被仰付  
同年五月八日屋敷拝領被仰付

森本儀太郎  
(子)  
文久三亥八月廿三日中小性被仰付、右同日  
御小納戸被仰付  
明治二巳十一月廿八日御家中入被 命

一五合三人扶持  
森本平太左衛門  
(親)

天保六未四月七日平太左衛門父子追々死去  
及断絶候、御憐愍を以中小性被仰付、五合三人  
扶持被下置  
同十二丑九月十二日公義御役人思□三付御附  
廻被仰付  
嘉永三戌五月廿五日再勤被仰付  
安政二卯三月廿七日家名相続被仰付  
同六未一二月十一日役馬廻被仰付

森本修平  
(子)  
明治二巳十月九日中小性被 仰付